

# 浜松市職員採用試験案内

次のとおり、自動車運転手（清掃事業所）の採用試験を行います。

令和4年10月5日  
浜松市役所

## 1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人数	主な職務の内容
自動車運転手 (清掃事業所)	3人程度	浜松市天竜環境事業所管内の清掃事業所等に勤務し、収集車の運転・ごみの収集・解体作業等に従事します。

※採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※同日程で行う浜松市職員採用試験と重複して受験できません。

※「浜松市天竜環境事業所管内の清掃事業所」は主に以下の施設となります。

天竜環境事業所：天竜区小川558-3

水窪・佐久間クリーンセンター：天竜区水窪町奥領家2258

## 2 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた人（学歴は問いません）。
- (2) 申込時に大型・中型・準中型（「5t限定」を除く）のいずれかの自動車運転免許を所持していること。ただし、いずれの免許も「AT車限定」等一部の限定免許を除く。
- (3) 次のいずれかに該当する人
  - ①日本国籍を有する人（令和5年3月までに取得見込みの人を含む。）
  - ②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和5年3月までに取得見込みの人を含む。）
  - ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和5年3月までに取得見込みの人を含む。）
- (4) 次のいずれにも該当しない人
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した人
  - ③その他地方公務員法第16条に該当する人

### 3 受験手続

提出書類	(1) 採用試験志願書・自己紹介書 (2) 自動車運転免許証の写し (3) 運転記録証明書（5年間の状況が記載されたもの） ※自動車安全運転センターに申し込んでください。証明書申込用紙は、警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター事務所に置かれています。手数料を添えて最寄りの郵便局から申し込むかセンター事務所の受付へ直接申し込んでください。なお、交付には時間がかかりますので、申し込み期間内にご用意できない場合にはご相談ください。
申込先	上記書類を、浜松市役所総務部人事課へ提出してください。
受付期間	令和4年10月5日（水）から10月26日（水）まで。（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。） 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。 郵送の場合は、令和4年10月26日の消印まで有効。（84円切手を貼り、あて先等を明記した返信用定形封筒を必ず同封のこと。）
受験票	提出書類の受付時に交付します。郵送の申込者で令和4年11月4日までに受験票が届かない場合は、浜松市役所総務部人事課へお問い合わせください。

### 4 試験の方法

- (1) 第1次試験・筆記試験（教養）、作文試験
- (2) 第2次試験・適性検査、面接試験、体力検査、技能試験  
※技能試験は、業務で使用する車両（AT車）による試験となります。  
※試験中に怪我等をした場合、ご自身の責任とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- (3) 第3次試験・面接試験  
※第3次試験に合格した人については、健康診断書の提出をお願いします（別途連絡します。）。

### 5 試験日及び会場

#### 第1次試験

- (1) 日時 令和4年11月6日（日）午前9時30分から正午頃まで
- (2) 会場 浜松市消防局6階ホール（浜松市中区下池川町19番1号）

#### 第2次試験

- (1) 日時 令和4年11月26日（土）午前8時30分から17時15分頃まで（予定）
- (2) 会場 平和清掃事業所（浜松市西区平松町77）

#### 第3次試験

令和4年12月中旬から下旬に実施予定  
（詳細は第2次試験合格者に直接通知します。）

## 6 合格者の発表

- (1) 第1次試験の結果は、合格者のみ令和4年11月中旬に発表の予定ですが、詳細については、第1次試験の際にお知らせします。
- (2) 第2次試験の結果は、合否にかかわらず令和4年12月中（予定）に本人あて直接通知します。
- (3) 第3次試験の結果は、合否にかかわらず令和5年1月中（予定）に本人あて直接通知します。

## 7 採用及び勤務条件

- (1) 第3次試験合格者は、採用予定者名簿（有効期間1年）に登載し、欠員の状況に応じて令和5年4月1日以降に採用する予定です。最終合格決定後、**採用までに運転免許の停止・取消し処分となった場合は、採用を取り消すこととなります**のでご了承ください。

- (2) 令和4年4月1日現在の初任給

年齢	職務経験年数	初任給月額
23歳	5年	約223,000円
28歳	10年	約238,000円

この初任給は、地域手当及び特殊勤務手当（廃棄物の収集運搬等の清掃作業に従事した場合）等を含んだ額です。令和4年4月1日現在の規定に基づいた初任給のため、条例改正等により採用時には額が異なる場合があります。職歴等がある場合には、約249,000円までの範囲内で、一定の基準に基づいて決定します。

- (3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.25カ月分が支給されます。  
（採用初年度は採用される月によって異なります。）

- (4) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

- (5) 勤務時間

原則として、午前8時15分から午後5時まで。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

- (6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

- (7) 休暇等

年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

- (8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、市役所および区役所は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

## 8 その他

- (1) 試験内容についてのお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。
- (2) 提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報については、試験及び採用事務以外に使用することはありません。
- (4) 日本国籍を有しない人で採用されるのは、永住者又は特別永住者に限ります。日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①及び②以外の職に就くことになります。
  - ① 公権力の行使に当たる業務（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
  - ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する課長以上の職）
- (5) ご自分の採用試験の成績及び結果についてお知りになりたい人は、合格発表日以後1年間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限ります）。様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは帰省先の住所及び電話番号を記載したうえ成績開示希望と書いた書面により、あて先を明記し切手を貼った返信用封筒を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送により申請してください。
- (6) その他不明な点につきましては、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

(問い合わせ・郵送先)

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市役所総務部人事課  
TEL053-457-2081